

検討事項に係る他都道府県議会の状況

1 領収書その他の証拠書類の事前確認

(事前確認実施: 神奈川県議会を除く 46 都道府県議会中 39 議会)

(1) 証拠書類等の提示時期

事前確認の実施サイクル	数
毎月	4 議会
3か月ごと	18 議会
4か月ごと	3 議会
半年ごと	5 議会
4か月ごと又は半年ごとを目安	2 議会
年1回	4 議会
随時	3 議会
合計	39 議会

(2) 事前確認の主な内容(例)

- ・ 主として「会計帳簿や領収書等が整備されているか」及び「使途が政務活動に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」等について確認する。
- ・ 年度の中間報告として、4月から9月までの交付分に係る収支報告書の添付書類（領収書の写し、自家用車を使用した政務活動記録簿、活動報告書等）を10月末までに議長に提出し、事前点検を受けることができる。
- ・ 代表者に対し、毎4半期ごとに政務活動費の収支状況報告書の提出を求めるものとする。
- ・ 会派から議長に4半期毎に証拠書類の写しを提示し、事務局において事前確認を行うよう努めるものとする。
- ・ 事務局による一部書類の事前確認（印刷物発行の都度確認等）
- ・ 会派からの意見の聴取に際し、会派に提出された支出報告書（所属議員分）の内容を確認する。

(3) 実施の根拠

根拠規定等	数
条例	2 議会
条例施行規程	2 議会
指針、手引、マニュアル等	19 議会
その他(通知、依頼、申合せ、慣例等)	16 議会
合計	39 議会

2 公開する書類のPDF化の手法等

ホームページ上での公開をしている議会(神奈川県議会を除く46都道府県議会中22議会)

秋田県・宮城県・東京都・埼玉県・群馬県・新潟県・三重県・静岡県・富山県・福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・高知県・大分県・宮崎県・沖縄県

(1) 証拠書類等の枚数と従事職員

	枚数 (枚)	従事職員数				
		常勤職員 (専任)	常勤職員 (兼任)	非常勤 (専任)	非常勤 (兼任)	繁忙期の 応援職員
1	2,640		4			2 (20日)
2	4,488		5		2	
3	4,971		4			4 (2か月)
4	4,980	1	1			6 (2か月)
5	5,000	1			1	4 (3か月)
6	5,700		2	1		5 (3か月)
7	5,766	1	6		7	
8	6,000		6		2	
9	6,000	1	1		2	
10	6,729		1			16 (1か月)
11	7,466	1	2			
12	8,131		8			
13	8,337		5			10 (1か月)
14	10,437	3	23			
15	14,000		5			
16	17,000	5		1		1 (5か月)
17	17,465	1	1	1		1 (2日)
18	18,812		11	2		4 (1か月)
19	20,500		2			17 (4か月)
20	24,473	5	2			3 (6か月)
21	29,106		5			
22	35,000	2	22			

(2) PDF化の作業手法

職員による作業	22議会
外部への委託	なし

3 ホームページ公開の実施時期等

(1) ホームページへの掲載時期

時期	数
7月	14 議会
8月	6 議会
9月	1 議会
10月	1 議会
合計	22 議会

うち



紙による閲覧開始日との関係	数
同日	16 議会
閲覧開始から 30 日以内	2 議会
閲覧開始から 30 日経過後	1 議会
閲覧開始から2月以内	1 議会
定めはなく準備が整い次第	2 議会
合計	22 議会

(2) 実施の根拠

条例等	数	都道府県名
条例	7 議会	宮城県・埼玉県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・高知県
条例施行規程	1 議会	東京都
指針、手引、マニュアル等	10 議会	秋田県・新潟県・静岡県・富山県・福井県・兵庫県・島根県・山口県・徳島県・沖縄県
根拠規定等なし	4 議会	群馬県・三重県・大分県・宮崎県
合計	22 議会	